

---

## 第19回国際労働問題シンポジウム

---

# 雇用関係と労働者保護

## 特集にあたって

1987年開始以来、国際労働問題シンポジウムは、2006年のシンポジウムで第19回目を迎えた。このシンポジウムは、2003年以降、ILO駐日事務所と法政大学大原社会問題研究所の共催、(財)日本ILO協会の後援を得て開催されている。

シンポジウムは原則として、その年のILO総会で取り上げられた議題の一つを選び、討議に参加した政府および労使の代表から報告を受け、関連して学識経験者から意見を述べていただくかたちで行われてきた。第19回国際労働問題シンポジウムは、2006年6月の第95回ILO総会で取り上げられた議題のうち、第5議題である「雇用関係」(The Employment Relationship)に着目し、これをテーマとしてシンポジウムを行った。

2006年のILO総会の議題は、長谷川真一ILO駐日代表の報告（後掲）のなかで具体的に紹介されている。ここでは以下、なぜ「雇用関係」の議題に着目し、その議題をシンポジウムのテーマ「雇用関係と労働者保護」として取り上げるに至ったか、その趣旨を簡単に述べることにしよう。

\*

今回のILOシンポジウムのテーマは、2003年のILO総会における議題「雇用関係の範囲」をテーマとして、2003年10月9日に開催したシンポジウム「雇用関係の範囲（労働者性）－働く人の保護はどこまで及ぶか？」のいわば続編にあたるシンポジウムである。

ILO創立以来、労働者保護は一貫して追求してきた課題であるが、それは伝統的には、使用者(employer)と雇われて働く者(employee)という二者の雇用関係を前提として行われてきた。

だが、近年、伝統的な雇用関係にある労働者とは異なる就業者が増大するにつれ、ILOの場では、雇用関係とは何か、さらに雇用関係の範囲をどのように把握するか、そうした就業者を如何に保護の対象とするかなどが重要な問題として議論にのぼり始めた。

こうした新しい「雇用関係」は、ILOの整理によれば、三つのタイプに分けられている。一つは、「偽装された雇用関係」である。オーナードライバーが典型であるが、雇用していた労働者を解雇し、新たに請負契約を結び直すことにより、労働者が受けるべき保護を剥奪するケースである。二つ目は、「曖昧な雇用関係」である。偽装とまではいえないとしても、自営業者との関係が独立的なものか依存性の強いものか、区別することが困難なケースである。三つ目は、「三角雇用関係」である。雇用契約関係にない第三者＝ユーザー企業に派遣され、労働あるいはサービスを提供するケースである。

こうした就業者の増大に対し、労働者の概念を再検討しつつ、如何に保護の対象に含めることが

出来るかが議論されてきた。

直近の議論としては、1997～98年の「契約労働」の検討が挙げられる。ただ、「契約労働」の定義自体について合意が得られず、保護対象の範囲の特定には至らなかった。このため、委員会では当面、専門家の調査支援、4年以内の再検討が決議された。

2003年のILO総会における「雇用関係の範囲」の一般討議は、その経過を踏まえて行われた。「雇用関係に関する決議」(後掲参考資料③)が採択された。決議では、とりわけ第25項が重要である。すなわち、「25. ILOは、本問題への国際的な文書の採択を視野に入れるべきである。委員会では、勧告が適切であると考えている」とし、以下、勧告に盛り込むべきこと、あるいは盛り込むべきではないことについて、具体的に述べている。

2006年のILO総会における「雇用関係」についての討議は、したがって雇用関係に関する勧告についての討議であった。以下、詳しくは本特集全体を参照されたい。この議題を今回のシンポジウムのテーマに取り上げたのは、2003年のシンポジウムとの関係もあり、その継続テーマとして当然でもあった。

\*

幸い、前回のシンポジウムと同様、このテーマは多くの人の関心を集めることとなり、多数の方が参加された。参加者の顔ぶれも、研究者、労働組合関係者、会社の人事担当者、社会保険労務士やマスコミ関係者などきわめて多彩であった。

このシンポジウム・テーマを選び、宣伝し始めて間もなく、『朝日新聞』などで、日本企業における偽装請負の存在がたびたび大きく報道され、厚生労働省が一定の対策を取り始めた。そうしたことでも関心を集めた所以であったであろう。そのことは、このシンポジウムの質疑応答にも反映している。

さらに、盛会であったのは、共催および後援のILO駐日事務所、(財)日本ILO協会の宣伝の力もあったであろう。両団体に改めて謝意を表したい。最後になるが、シンポジウム・パネラーを始め、パネラーをあっせんしていただいた方々、ご参加いただいた方々など全ての関係者に、心からのお礼を申し上げたい。

(早川 征一郎)

## 第19回国際労働問題シンポジウム 雇用関係と労働者保護

共催 法政大学大原社会問題研究所

日時 2006年10月3日(火)午後1時～4時30分

ILO駐日事務所

会場 法政大学市ヶ谷キャンパス

後援 (財)日本ILO協会

ボアソナードタワースカイホール

司会

法政大学大原社会問題研究所教授 早川征一郎

2006年のILO第95回総会について

ILO駐日代表 長谷川真一

ILOにおける審議をめぐって

厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官 安達 荣

労働者の立場から

日本労働組合総連合会雇用法制対策局 二片 すず

使用者の立場から

日本経済団体連合会労働法制部 津守 恵子

ILO『レポート』と日本

法政大学人間環境学部教授 永野 秀雄

(注) 肩書きは、2006年6月現在